

## 一般負担の上限額の設定に対する意見

2016年3月15日

一般社団法人太陽光発電協会

昨年 11 月に経済産業省より公表された「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」により、固定価格買取制度を活用した再生可能エネルギー電源の特定負担が軽減されることについては大変感謝しております。その上で、今回提案された上限額の設定の考え方について以下の通りご意見を申し上げます。

1. 仮の設備利用率を適用することの妥当性 [補足資料 P13]
  - 今回提案された設備利用率は想定値であり、今後、卸電力市場を通じたメリットオーダーによる電力供給が進むことを考慮すれば、実態と大きく乖離する可能性が高い。
  - 発電設備の運用方法は、エリアや系統の需給状況によって異なり、電源種別に一律に設定することは不適當。例えば、火力発電の平均設備利用率は 29.0%（沖縄）～70.9%（北海道）まで地域により幅があり想定値 70%と大きく乖離している。（資源エネルギー庁平成 27 年度電力調査統計「2-(4) 発電設備利用率」H27.4～12）
  
2. 系統整備をコストパフォーマンスのみで捉えることへの疑問 [補足資料 P9 等]
  - 「一般負担の上限額は、発電設備の設備利用率に比例して設定することが最も合理的」とし、系統整備をコストパフォーマンスの観点のみで捉えている。系統整備は電源構成のあり方に大きく影響するが、電源構成の最適な組み合わせは設備利用率だけでなく、柔軟性、環境性、安定性など多様な観点から評価・選択されるものである。送電線の耐用年数は 30 年超であることを踏まえれば、本来は 2050 年に目指す電源構成も念頭に置いた系統整備が必要。
  - 今回の提案は、設備利用率に応じて上限額を設定することで、結果としてベースロード電源を優遇し、自然変動電源を劣後させているように見える。このような旧来の考え方で系統整備をした場合、果たして再生可能エネルギーの拡大が実現できるのか疑問。2030 年の再エネ比率 22～24%、2050 年温室効果ガス 80%減とする国のエネルギー政策と整合していないのではないか。
  
3. 託送料金と発電設備の設備利用率の関係 [2月22日資料 P11 等]
  - 託送料金は小売電気事業者を通じて需要家が全額負担しており、発電設備の設備利用率と託送料金には直接の関係はなく、託送料金制度を論拠として設備利用率ベースで上限額を設定することの合理性は見当たらない。
  - 「需要家負担の平準化」として、設備利用率により上限額に差を設けているが、想定どおりの利用率とならなかった場合には平準化につながらない。
  - 今後、分散型電源の拡大や DR、VPP、ネガワット取引など需要側も含めた需給調整が進むことが想定される中、系統整備・運用も需給両方のリソースを活用した最適化に移行しつつある。今回の提案は供給側のみに着目した従来の系統運用の延長線上で設計されており、より将来の変化を見据えた制度設計を行うべきである。

以上